

札幌市子ども・子育て会議の運営に関する事項

本資料は、札幌市子ども・子育て会議条例（平成25年6月12日条例第21号）（以下、「条例」という。）第11条「この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。」に基づき会議の運営に関して子ども・子育て会議で決議された事項を一覧にしたものである。

1 部会

- (1) 条例第9条の規定による部会は次のとおりとする。
 - ア 認可・確認部会
 - イ 放課後児童健全育成事業部会
 - ウ 児童福祉部会
 - エ 処遇部会
 - オ いじめ問題再調査部会

- (2) 部会の審議事項及び条例第9条第6項の規定による部会の決議をもって会議の決議とする事項は、別表のとおりとする。

(別表)

| 部会名 | 審議事項 |
|---------------|--|
| 認可・確認部会 | *①札幌市が子ども・子育て支援法に基づく確認を行うに当たって意見を述べること *②札幌市が幼保連携型認定こども園の認可及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を行うに当たって意見を述べること ③札幌市が認定こども園の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること *④札幌市が保育所及び地域型保育事業の認可を行うに当たって意見を述べること ⑤札幌市が保育所の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること ⑥札幌市が地域型保育事業の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること ⑦札幌市が施設型給付を受ける施設及び地域型保育給付を受ける事業の運営の基準を定めるに当たって意見を述べること *⑧札幌市が児童福祉施設（保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園に限る）の整備計画の承認を行うに当たって意見を述べること ⑨札幌市が児童福祉施設（保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園に限る）の事業の停止等を行うに当たって意見を述べること *⑩札幌市が乳児等通園支援事業の認可を行うに当たって意見を述べること ⑪札幌市が乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること ⑫札幌市が乳児等支援給付を受ける事業の運営の基準を定めるに当たって意見を述べること |
| 放課後児童健全育成事業部会 | ①放課後児童健全育成事業に関する事項 |
| 児童福祉部会 | ①児童福祉に関する事項の調査審議 *②児童福祉施設(保育所等以外)の整備計画の承認 ③出版物等の推薦又は出版社等への勧告 ④児童福祉施設(保育所等以外)の事業の停止等 ⑤母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議 *⑥母子父子寡婦福祉資金の貸付の取消 ⑦母子保健に関する事項の調査審議 *⑧里親の認定 *⑨児童虐待による死亡事例等の検証についての審議 *⑩教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証についての審議 |
| 処遇部会 | *①児童の措置等 *②被措置児童等虐待の報告事項について意見を述べること |
| いじめ問題再調査部会 | *①いじめによる重大事態に関する調査についての再調査等 |

※部会の決議をもって会議の決議とする事項には「*」を付記